

彦根市創業ガイド

応援します！あなたの“城”づくり



彦根市

創業への道

一、創業の決断・動機・アイデアの明確化

なぜ創業するのか、何をしたいのか、本当に創業でいいのかの検討、アイデアの明確化

二、事業の選択・可能性の検討

自分の強みを見つめ直して何をするのか選択、事業の今後の可能性を検討

三、事業計画書の作成・検討

明確化した事業を書面に落とし込み確認、客観的に見てブラッシュアップ

四、ターゲットの設定

その事業のお客様は誰か、商圏・客層はどうなるのか検討

五、ビジネスモデルの構築

その事業がビジネスモデルとして成り立つのか、儲けを生み出すのか検討

六、商品・サービスの開発

その事業で扱う商品・サービスを具体的に検討・開発

七、価格・販売方法の設定

提供する商品・サービスに適切な価格・販売方法を検討

八、資金調達

創業に必要な運転・設備資金はいくらか、必要な資金をどのように調達するか検討

九、許認可・手続き

事業実施にあたり必要な許認可・手続きを行う

十、創業

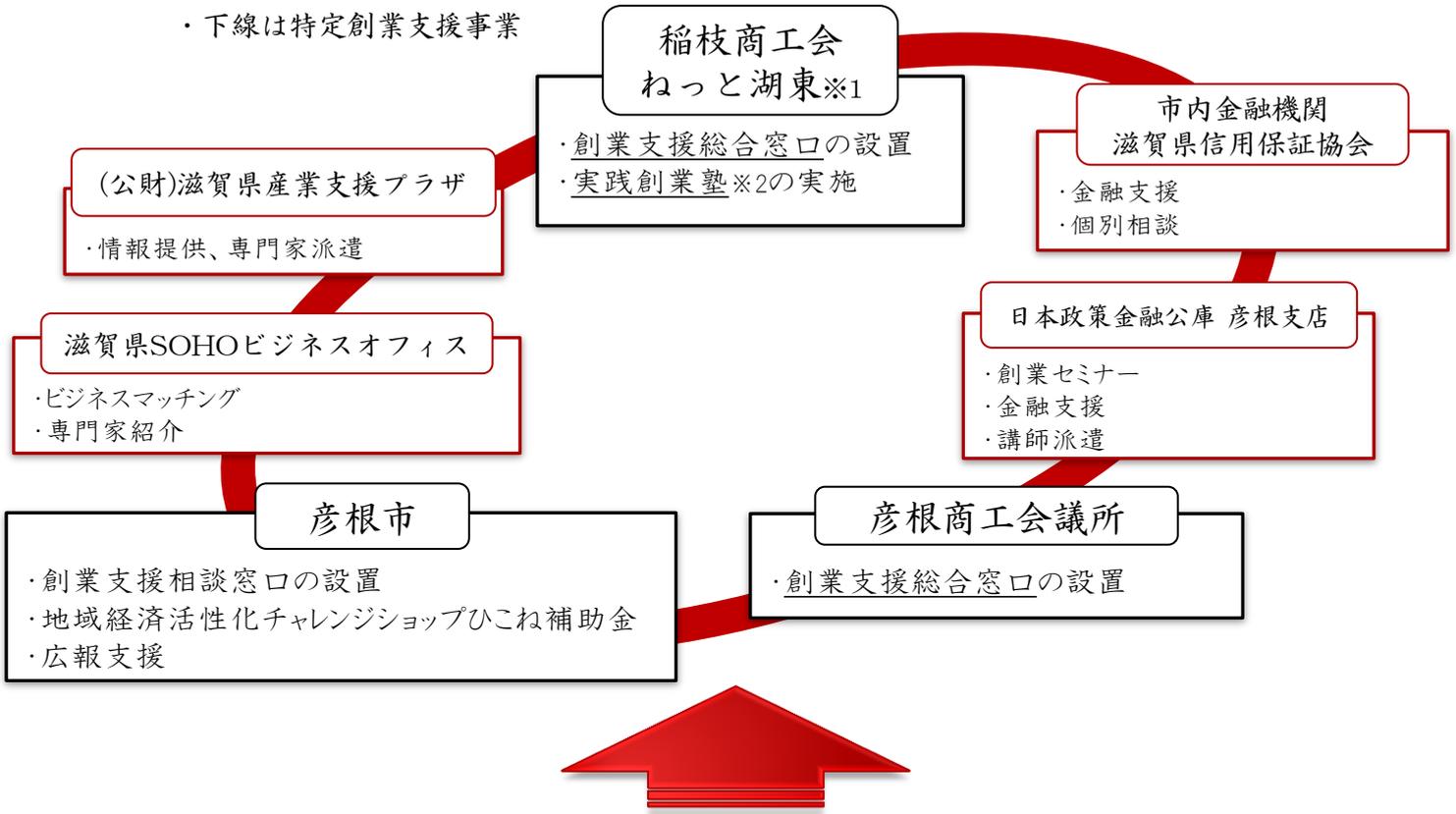
- 上記は一例ですが、創業に至るまでには多くのステップがあり、一つ一つ着実に進めていくことが大切です。
- 彦根市では、こうした創業を支援するために創業支援事業計画を策定し、創業支援体制を整備しています。(詳しくは次ページ)



創業支援体制について

<創業支援体制>

・下線は特定創業支援事業



創業希望者、創業者

※1 稲枝商工会・愛荘町商工会・甲良町商工会・豊郷町商工会・多賀町商工会の5つの商工会で構成
※2 平成28年度から実施予定

<特徴>

彦根市では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業の支援を行います。

彦根商工会議所および稲枝商工会に『創業支援総合窓口』を設けるとともに、彦根市に創業支援相談窓口を設け、創業者のニーズに応じたきめ細やかな相談体制を整備します。

その他、市内金融機関・日本政策金融公庫彦根支店・(公財)滋賀県産業支援プラザ・滋賀県SOHOビジネスオフィスと連携し、各機関の強みを生かし、連携しながら、創業希望者が創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウを得られるように包括的な支援を実施していきます。

平成28年2月現在

特定創業支援事業について(创业者のメリット)

「特定創業支援事業の支援を受け、彦根市の認定を受けられた方(※)」は、次の優遇を受けることができます。

1 登録免許税の軽減

株式会社を設立する際、登記に係る登録免許税が軽減されます。

2 信用保証協会創業関連保証の特例

創業関連保証の枠が拡充されます。

※「特定創業支援事業の支援を受け、彦根市の認定を受けられた方」とは

①または②の要件を満たし、彦根市が証明書の発行を行った方のことです。

① 彦根商工会議所または稲枝商工会の『創業支援総合窓口』において、1か月以上の期間にわたり、4回以上の相談を行い、経営・財務・人材育成・販路開拓のすべての分野の知識を習得する支援を受けていること。

② ネット湖東主催の『実践創業塾』(平成28年度)において、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、1か月以上の期間にわたり、6回以上の講義に出席していること。

平成28年2月現在

お問い合わせ先(相談窓口)

彦根商工会議所	0749-22-4551	http://www.hikone-cci.or.jp/	創業支援総合窓口 市内で創業をお考えの方 (除：稲枝地区)
稲枝商工会	0749-43-2201	http://inaeskk.com/	創業支援総合窓口 市内で創業をお考えの方 (稲枝地区)
彦根市産業部 地域経済振興課	0749-30-6119	http://www.city.hikone.shiga.jp/	創業支援相談窓口